

「遺言書」がなく、「遺産分割協議書」もない場合

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

原本をご提出いただく書類につきましては、当金庫にてコピーをとらせていただき、原本をご返却いたします。

相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、下記と異なる場合もございます。

ご提出いただくもの	補足説明		入手先	ご提出のタイミング
	被相続人さま	相続人さま		
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（原本） （発行日より1年以内） ※戸籍謄本に代えて、法務局（登記所）が発行する「法定相続情報一覧表の写し」でもお手続きが可能です。	被相続人さま	出生から死亡までの連続した戸籍謄本（*）が必要です。	市区町村役場	1回目のご郵送
	相続人さま	原則不要です。 但し、相続人さまの現在の姓が養子縁組や婚姻・離婚等が変わっている場合は、ご提出いただくことがあります。		
	その他	被相続人さまの連続した戸籍謄本で <u>相続人が確定できない場合</u> 、別途必要です。		
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）	相続人さま全員の印鑑証明書をご用意ください。		市区町村役場	2回目のご郵送
<input type="checkbox"/> 相続関係届出書	相続人さま全員の署名・捺印が必要です。		当金庫よりご郵送	
<input type="checkbox"/> 被相続人さまの通帳・お取引証等	見つからない場合、相続関係届出書の所定の欄を○で囲んでください。		お客さま	

（*）連続した戸籍謄本とは

お1人の方の戸籍謄本でも、結婚・転籍・養子縁組のほか法務省令による改製により、複数にわたることがあります。

下図において、被相続人さまの出生時は親の戸籍に入っています。（①）

被相続人さまが結婚されると、夫婦の戸籍が別に作られ（②）、転籍されたり（③）、法令による改製があると（④）、その都度戸籍は作り替えられます。

この場合、被相続人さまの戸籍は、一生のうち4つの戸籍にわたることになります。（①②③④）

